

「新人看護職員研修事業補助金」について

1 補助金の概要

新人看護職員研修は、「保健師助産師看護師法」及び「看護師等の人材確保の促進に関する法律」の改正により平成22年4月から努力義務化され、国が作成した「新人看護職員研修ガイドライン」に研修の進め方等が示されている。県では、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図ることを目的に、同ガイドラインに沿って研修を実施する場合、医療介護総合確保基金（医療分）を活用し、予算の範囲内で経費の一部を補助する。

2 事業実施主体

病院等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、指定訪問介護事業を行う事業所）

※「看護師等の人材確保の促進に関する法律」第2条第2項に規定する病院等をいう。

3 新人看護職員

免許取得後、補助対象年度に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師で、当該年度の4月末時点で雇用されている職員

4 補助金交付額の算定方法

交付額：研修に要した経費と基準額を比較し、少ない方の額の×1/2以内

補助対象経費	基準額
	次の1から3により算出された額の合計額とする。
1 研修経費 <ul style="list-style-type: none">・研修責任者経費（謝金、人件費、手当）・報償費・旅費・需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）・役務費（通信運搬費、雑役務費）・使用料及び賃借料・備品購入費・賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）	1 研修経費 (1) 新人看護職員が1名の場合 440千円 (ただし、新人保健師又は新人助産師研修のいずれかを行う場合 586千円、両方を行う場合 732千円) (2) 新人看護職員が2名以上の場合 630千円 (ただし、新人保健師又は新人助産師研修のいずれかを行う場合 776千円、両方を行う場合 922千円)
2 教育担当者経費 <ul style="list-style-type: none">・教育担当者経費（謝金、人件費、手当）	2 教育担当者経費 新人看護職員5名以上の場合、 5名ごとに 215千円 (注) 新人看護職員数は、当該年度の4月末日現在に在職し研修に参加する人数とし、上限を70名とする。 なお、新人看護職員研修、新人保健師又は新人助産師研修の両方に参加する者は1名として計上する。
3 医療機関受入研修事業経費（実施施設のみ） <ul style="list-style-type: none">・教育担当者経費（謝金、人件費、手当）・需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）・役務費（通信運搬費、雑役務費）・使用料及び賃借料・備品購入費	3 医療機関受入研修事業（実施施設のみ） *他施設から対象者を受け入れ、研修を実施した場合の加算 (1) 1名～4名を受け入れる場合 1施設当たり 113千円 (2) 5名～9名を受け入れる場合 1施設当たり 226千円 (3) 10名～14名を受け入れる場合 1施設当たり 566千円 (4) 15名～19名を受け入れる場合 1施設当たり 849千円 (5) 20名以上受け入れる場合 1施設当たり 1,132千円 (6) 受け入れる新人看護職員数が20名を超える場合、 1名増すごとに 45千円 (注) 医療機関受入研修事業は、複数月で実施すること。 受入人数は、1人当たり年間40時間で換算し、上限は30人とする。なお、複数人を受け入れる場合は、合計時間数を40時間で換算すること。